

令和2年度 第4回八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉専門分科会 会議録

日時 令和3年1月29日（金）午後1時30分

場所 八戸市総合保健センター 1階 大ホール

○出席者（14名）

坂本専門分科会長、小倉副専門分科会長、深川委員、近藤委員、松川委員、神田委員、
浮木委員、中谷委員、李澤委員、田名部委員、荒川委員、古戸委員、慶長委員、高橋委員

○欠席者（3名）

小柳委員、阿達委員、澤口委員

○事務局（18名）

池田福祉部長兼福祉事務所長、秋山市民防災部長

中里福祉部次長兼高齢福祉課長、山道市民防災部次長兼国保年金課長

〔高齢福祉課〕中居参事兼地域包括支援センター所長、荒木介護予防センター所長、

鈴木副参事、石木田主幹、高村主査、中坂主査兼介護支援専門員

〔健康づくり推進課〕原参事

〔介護保険課〕岩崎介護保険課長、飯塚副参事、佐藤副参事、山岸副参事、鈴木副参事、

小川主査、下平主査兼介護支援専門員

司 会：それでは、ただいまから、令和2年度第4回介護・高齢福祉専門分科会を開会いたします。

本日は、小柳委員、阿達委員、澤口委員が欠席されておりますが、委員17名中14名の方が出席で、半数以上の出席者でありますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、坂本専門分科会長に御挨拶をお願いいたします。また、八戸市健康福祉審議会規則第5条第11項の規定により、引き続き、議長として議事の進行もよろしくをお願いいたします。

専門分科会長：それでは、会議に先立ちまして、御挨拶を申し上げます。委員の皆さまには、大変お忙しい中、お集りいただきまして、誠にありがとうございます。これまで、第8期計画について会合してまいりましたが、今日は3点到って御審議いただきます。

1つは、第8期の八戸市高齢者福祉計画の案を決めていただきたい。そして、2点目といたしまして、第8期計画の保険料を決めていただきたい。そして、それらに関わりますが、介護サービスの基準条例の改正を行いたいということでございます。

4回に渡りまして、皆さまに御審議をいただいておりますが、今日が最終日という考えでありますので、決定をいただきたいこう思っております。委員の皆さまにはこれまで熱心に御審議をいただきましたことに御礼を申し上げまして、本日の案件の審議が深まりますことを祈念申し上げまして、御挨拶にさせていただきます。

議 長：それでは、早速議事に入ります。最初に、(1)第8期八戸市高齢者福祉計画案について、

事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、第8期八戸市高齢者福祉計画案について、御説明いたします。

始めに、前回、第3回専門分科会終了後に実施しましたパブリックコメントの結果について、御報告いたします。

令和2年12月21日から令和3年1月19日まで、市庁受付、市民サービスセンター、地区公民館、市ホームページ等で素案の縦覧・意見の募集を行いました。意見の提出はございませんでした。

本日は、第8期八戸市高齢者福祉計画案について、資料1に沿って、前回の素案から追加、変更した主な箇所について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

第1章の4、計画の期間と進捗状況の確認について、素案では、計画の期間としておりましたが、(2)に本計画の進捗状況をPDCAサイクルにより行うこと、新型コロナウイルス感染症の流行に係る影響等も踏まえて事業の見直し等を図ることを追加いたしました。

6ページを御覧ください。

第2章第1節の2、高齢者の状況の(2)要介護状態になるリスクの発生状況について、昨年度実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果が、地域包括ケア「見える化」システムへ反映されましたので、前回調査との比較をレーダーチャートとしてまとめ、掲載いたしました。

11ページを御覧ください。

5、在宅サービス受給者1人あたり給付月額の状態については、介護給付適正化に関するデータとして、受給者1人あたり給付月額を全国及び青森県と比較したものを追加いたしました。

20ページから21ページを御覧ください。

こちらは、本計画の目指す将来像、基本目標、施策の体系、主な事務事業を体系図として整理したもので、主な事務事業を更新いたしました。

22ページを御覧ください。

第4章、施策の推進については、第1節から第4節までの施策それぞれに、施策の達成状況を計るための成果指標と目標値、その目標値を達成するために取り組む主な事務事業を追加いたしました。

なお、成果指標の目標値については、中長期的な視野に立った施策の展開を図る観点から、第8期計画の計画期間の終期である令和5年度、団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年度(2025年度)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度(2040年度)を評価時点といたしました。

また、第8期計画の策定に当たっては、国が示した基本指針において、「高齢者福祉・介護保険担当部局のみならず、関連する庁内部局の連携を図ること」が求められております。

このことから、本計画では、高齢福祉課及び介護保険課の2課の事業に、第6次八戸市総合計画の令和2年度主要事業一覧から、各施策に合致する関係課の事業を加え作成いたしました。

「第1節 高齢者が生きがいをもち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進」については、成果指標を

- ・ 健康状態が良い高齢者の割合
- ・ 介護予防のための通いの場への参加割合
- ・ 幸福感のある高齢者の割合
- ・ 軽度者へのリハビリテーション利用率

の4項目とし、それぞれ表に記載のとおり目標値を掲げております。

続きまして、1、健康づくりの推進については、22 ページから 24 ページに渡りますが、主な事務事業として、健康づくり推進課や国保年金課が担当しております各種健康診査や検診事業を新たに加え、13 事業を掲載いたしました。

2、地域共生社会の実現に向けた取組の推進については、25 ページを御覧ください。

主な事務事業として、介護・障害・子育て・生活困窮分野等、対象者の属性を問わない包括的な支援体制の構築を図る重層的支援体制整備事業及び障がい者相談支援事業を新たに掲載いたしました。

3、自立支援、介護予防・重度化防止の推進については、26 ページから 28 ページに渡りますが、主な事務事業として、認知症サポーター等で構成するチームオレンジがニーズに合わせた支援を行う「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業」、リハビリテーション専門職が介護予防の取組を総合的に支援する「地域リハビリテーション活動支援事業」、軽度者へのリハビリテーションを推進する「リハビリテーションの推進」を新たに加え、8 事業を掲載いたしました。

4、生きがいづくりの推進・社会参加の促進については、29 ページから 30 ページに渡りますが、主な事務事業として、ボランティア活動に関する相談、情報提供等を行う八戸市社会福祉協議会のボランティアセンター運営事業を新たに加え、5 事業を掲載いたしました。

31 ページを御覧ください。

「第2節 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの構築・深化」については、成果指標を

- ・ 地域包括支援センターの認知度
- ・ 市地域包括支援センター及び高齢者支援センターの総合相談件数
- ・ 認知症サポーター養成講座の受講者数

の3項目とし、それぞれ表に記載のとおり目標値を掲げております。

続きまして、1、地域包括支援センターの体制強化については、31 ページから 32 ページに渡りますが、主な事務事業として、地域包括支援センター運営事業等、4 事業を掲載いたしました。

2、在宅医療・介護連携の推進については、33 ページから 35 ページに渡りますが、主な事務事業として、地域の医療・介護資源の把握等、8 事業を掲載いたしました。

3、認知症施策の推進については、36 ページから 39 ページに渡りますが、主な事務事業と

して、軽度の認知機能低下のある人を対象に、本人同士が交流する機会を提供する「本人のつどいの開催」、認知症の人やその家族に専門家等と情報共有する機会を提供する「認知症カフェの開催」、認知症の人を介護する家族の負担や不安の解消を図る、認知症の人と家族の会青森県支部の「認知症の人を抱える家族のつどいの開催」等を新たに加え、12事業を掲載いたしました。

4、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進については、40ページから41ページに渡りますが、主な事務事業として、生活支援コーディネーターの配置等、3事業を掲載いたしました。

5、地域ケア会議の推進については、42ページから43ページに渡りますが、主な事務事業として、地域ケア会議個別会議の開催等、3事業を掲載いたしました。

6、高齢者の居住安定に係る施策との連携については、44ページから45ページに渡りますが、主な事務事業として、老人ホーム入所措置事業等、6事業を掲載いたしました。

46ページを御覧ください。

「第3節 介護が必要な人とその家族の生活全体を支える介護サービスの充実」については、成果指標を

- ・ 第1号被保険者における中重度者認定率の割合
- ・ 青森県介護サービス事業所認証評価制度の認証法人
- ・ 介護ロボットの活用事業所

の3項目とし、それぞれ表に記載のとおり目標値を掲げております。

続きまして、1、適正な介護サービス提供体制の整備については46ページから48ページに渡りますが、主な事務事業として「特別養護老人ホーム20床の増床」、既存の短期入所生活介護から「特別養護老人ホーム10床への転換」、既存の有料老人ホーム等から「特定施設60床への転換」及び、グループホーム18床等を整備する「地域密着型サービスの整備」を新たに掲載いたしました。

2、介護人材の確保と資質の向上については、49ページから51ページに渡りますが、主な事務事業として、介護ロボットやICT導入に関する支援等を行う「介護業務の革新・業務効率化の取組強化」を新たに加え、5事業を掲載いたしました。

3、介護保険制度の適正な運営については、52ページから53ページに渡りますが、主な事務事業として、事業所が市に提出する書類の負担軽減を図る「文書負担軽減」等を新たに加え、4事業を掲載いたしました。

54ページを御覧ください。

「第4節 すべての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心なくらしの確保」については、成果指標を

- ・ あんしんカード新規登録者数
- ・ 成年後見制度相談件数

の2項目とし、それぞれ表に記載のとおり目標値を掲げております。

続きまして、1、地域見守り体制の充実については54ページから56ページに渡りますが、主な事務事業として、福祉政策課が担当しております「地域の安心・安全見守り活動推進事業」や「ほのぼのコミュニティ21推進事業」等を新たに加え、9事業を登載いたしました。

2、成年後見制度の利用促進については57ページから60ページに渡りますが、主な事務事業として、成年後見制度利用促進体制整備推進事業等、8事業を登載いたしました。

3、虐待防止の強化については61ページから62ページに渡りますが、主な事務事業として、権利擁護支援事業等、5事業を登載いたしました。

4、在宅生活支援の充実については63ページから64ページに渡りますが、主な事務事業として、緊急通報装置貸与事業等、5事業を登載いたしました。

5、緊急時に備えた体制の整備については65ページから66ページに渡りますが、激甚化・頻発化する災害の備えや新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を図るため、主な事務事業として、感染症に関する研修、事業継続計画作成、衛生用品の備蓄の3事業を登載いたしました。

67ページを御覧ください。

「第5章 介護保険サービス給付費と介護保険料」については、素案では第1節に介護保険事業の概要を掲載しておりましたが、計画案の第3節介護保険料において詳しく説明していることから、重複する内容となるため削除いたしました。

72ページを御覧ください。

第2節、第8期計画期間の見込みについては、素案においては推計作業中のため空欄であった第8期計画の見込みについて、数値を記載しております。

1の(2)要介護（要支援）認定者数の見込みですが、今後も増加傾向が続き、令和5年度には12,000人に達し、令和7年度（2025年度）には13,000人に迫り、令和22年度（2040年度）には16,000人を超えるものと推計しております。

80ページを御覧ください。

2の(4)として、計画に記載することと定められている施設・居住系サービスの利用定員総数について追加いたしました。

84ページから86ページには、介護給付・地域支援事業費の見込額を掲載しております。

86ページを御覧ください。

4の(3)介護保険事業総費用は、介護予防サービス、介護サービス、地域支援事業費を合わせたものとなっており、第8期計画期間の合計は、表の下段に記載のとおり3年間で約661億円になると見込んでおります。

87ページからは、第3節介護保険料となりますが、第8期計画の介護保険料の詳しい内容につきましては、議事(2)で御説明いたします。

91ページを御覧ください。

2. 第1号被保険者の保険料の(3)保険料の軽減、92ページにお進みいただき、2の(4)保険料の減免についての説明を追加しております。

93 ページからは、八戸市介護給付適正化計画となっております。前回の素案から実施する事業の内容に変更はなく、計画期間の実施目標について記載しております。

105 ページを御覧ください。

資料編といたしまして、本計画策定のために実施した各種調査の実施状況や介護・高齢福祉専門分科会の開催状況など、計画策定の経緯について記載しています。

以上で、第8期八戸市高齢者福祉計画案についての説明を終わります。

議長：ただいまの説明について、委員の皆さまから御質問、御意見等お受けしたいと思います。何かございますでしょうか。

委員：なし

議長：御意見、御質問等ないようでありますので、ただ今の説明どおり了承いただいたものとして、本日の案をもって決定させていただきます。

次に、(2)第8期計画介護保険料案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、資料2、第8期計画介護保険料案について御説明いたします。

資料は、第8期計画における保険料算定の考え方についてまとめたものとなっております。

1 ページは、これまでの当市の状況を表にしておりますが、介護保険制度が始まった第1期から第7期までの保険料基準月額、所得段階、介護保険特別会計財政調整基金の各期末残高をあらわしております。保険料基準月額については、当市と青森県平均、全国平均との比較、所得段階については、当市及び国の標準段階を記載しております。

当市の保険料基準月額は、第3期の4,800円を第5期まで据え置きし、第5期計画期間中に基金を約11億2,400万円取崩しております。

第6期では、国の標準段階が6段階から9段階に見直されたことに伴い、当市の所得段階も見直しを行い、国の第9段階の上に第10段階を設定し、保険料基準月額は第5期から1,100円上昇した5,900円に設定しました。基金については取崩しを行わなかったため、第6期での残高は約10億9,000万円となりました。

第7期では、第10段階の上に3段階を追加し、保険料基準月額を第6期から400円上昇した6,300円に設定しました。基金残高については、約22億700万円となる見込みです。

2 ページをお開きください。

2 ページは、第7期計画期間中の保険料率及び低所得者軽減強化の状況となります。左から、国の標準料率、平成30年度から令和2年度までの各年度の料率及び保険料月額となります。網掛けの部分ですが、消費税率の引き上げに伴い、公費負担による低所得者対策として、第1段階から第3段階の介護保険料が段階的に軽減されております。

3 ページを御覧ください。

3 ページは、第8期介護保険料の方針となります。

国が運営する地域包括ケア「見える化」システムは、介護保険事業状況報告に基づき、計画期間における介護サービス見込み量及び保険料基準額の推計を支援するシステムです。第7期に引き続き、第8期においても、地域包括ケア「見える化」システムで推計を行うにあたり、

考慮する保険料設定の背景を4つの項目にまとめております。

1つ目は、介護報酬改定についてですが、第7期に比べプラス0.70%の改定となります。

2つ目は、要介護認定者ですが、令和2年の1万1,337人から、令和5年の推計値で1万2,303人に増加する見込みです。

3つ目は、第1号被保険者の負担割合ですが、第7期と同じく、総費用に占める割合は23%となります。

4つ目は、介護保険サービスの基盤整備についてですが、先月の第3回専門分科会で御審議いただいた施設整備内容となります。

以上のことを考慮し、保険料基準月額を算定した結果、第8期では、第7期保険料基準月額の6,300円から128円減額の6,172円となりました。

第7期保険料からの減額の要因といたしまして、1つ目に、保険料を負担する第1号被保険者が、令和2年の6万9,620人に対し、令和5年では2,607人増の7万2,227人となる見込みです。負担する第1号被保険者が増加することにより、1人当たりの負担額が減額となります。

2つ目に、第7期計画期間における給付費実績の増加が低調であったことがあげられます。

地域包括ケア「見える化」システムにおける第7期計画値は、約100億4,900万円の増加で推計しておりましたが、実績見込みは、約37億5,900万円の増加にとどまると見込まれ、この実績を基にした推計であるため、減額となっているものでございます。

次に、第8期の保険料基準月額案の考え方について御説明いたします。

消費税率引き上げに伴う低所得者の軽減強化が、第8期も継続することに伴い、所得段階及び料率については、2ページでお示した第7期の内容を継続したいと考えております。

次に、基金の確保額についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、高齢者が外出や交流の場への参加を控えている状況が、今後、新規の介護認定者及び介護度に与える影響を考慮し、正確な予測は難しいものの、給付費見込額の10%程度の増に対応可能な基金を確保したいと考えております。

以上のことを考慮し、第7期で約22億700万円ある基金を保険料引き下げのために約4億1,900万円を取り崩し、第8期の保険料基準月額は6,000円に設定したいと考えております。

4ページを御覧ください。

4ページは、保険料基準月額を事務局案の6,000円、所得段階を13段階とした場合の保険料の表になります。左から、所得段階区分、第7期と第8期の料率及び保険料月額、第7期からの保険料減額に伴う影響の年額、令和3年度の所得段階別被保険者数の推計値と構成割合になります。保険料の引き下げにより、基準額の第5段階で年額3,600円、第1段階で年額1,080円の減額が見込まれます。

最後になりますが、介護保険料の条例改正につきましては、本日御審議いただいた内容を基に、介護保険条例改正案を3月市議会定例会に提出する予定としております。

なお、国は第7段階と第8段階を区分する基準所得金額を200万円から210万円に、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額を300万円から320万円にそれぞれ引き上げる介護保険

法施行規則改正を予定しております。当市において、国の基準どおりに定めている部分であるため、国の規則改正後、その内容に合わせて条例改正を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長：ただいま事務局から説明をいただきましたが、保険料について委員の皆さまから御質問、御意見等をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委員A：保険料基準月額を引き下げは初めてになると思うのですが、来期以降、大幅に上がるとかそういう懸念とかありますでしょうか。

事務局：まず将来的な見込みでございますけれども、大きな人口構成の山といたしましては、今現在お元気でいらっしゃる団塊の世代の方々が、これから本格的に介護を利用された時にどういう状況になるかということは、懸念の一つであるかと考えております。また、現段階では非常に予測が難しいところであるのと、現在の基金残高がある程度の確保は出来ているんですけれども、それらを残したうえで、基金で調整していくことは可能かというふうに考えております。

委員A：もし、将来大きく上がるのであれば、今あえて下げないということも、もしかしたらあるのかなと思ったものですから、その確認でした。

議長：ほかにございませんか。

委員：なし

議長：ほかにないようですので、それでは、第8期計画介護保険料案については、事務局案のとおり決定といたします。

次に、(3)介護サービス等基準条例の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：資料3の介護サービス等基準条例の改正について御説明いたします。

まず、条例改正の理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が1月25日に公布されたことに伴い、各サービス事業所や施設の運営に関する基準条例の一部を改正するものです。

次に、2、改正する条例は資料のとおり12条例となり、3月議会に上程予定となっております。

次に、3、主な改正内容を御説明いたします。

全サービス共通の内容といたしましては、(1)感染症対策の強化についてですが、新型コロナウイルス感染症の流行が続いており、これまで施設サービスのみに基準として設けられていましたが、委員会の設置、指針の整備、研修の実施が全サービスに基準として設けられました。また、事業所・施設等で感染症が確認された場合を想定した訓練を実施することも基準として設けられています。

(2)業務継続に向けた取組の強化についてですが、感染症全般や近年激甚化している自然災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう業務継続計画の作成、研修の実施、訓練の実施を求めるものとなっております。業務継続計画の作成に当たっては、12月に国のガイドラインが示されており、全事業所へメールで周知しております。また、市ホームページ上からダウンロードすることもできます。

(3)ハラスメント対策の強化についてですが、事業者の責務として適切なハラスメント対策を講じることを基準として位置付けるものとなっております。

(4)会議や多職種連携におけるICTの活用として、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。サービス担当者会議やリハビリテーション会議等外部の人を招集する会議だけではなく、事業所内部の各種委員会活動等についても認めるものとなっております。

(5)利用者への説明・同意等、記録の保存の見直しについて、ケアプランや重要事項説明書等の利用者へ説明・同意についての電子署名、サービス諸記録の電子化等を認めるものとなっております。

2ページをお開きください。

(6)運営規程の掲示について、運営規程を掲示するとしていたものを、事業所入り口等にフェイル等で備えおくことを可能とするものです。

(7)高齢者虐待防止の推進ですが、施設内の虐待の件数が増加し、かつ、同じ事業所で再度虐待が確認される状況があるため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会、指針の整備、研修の実施及び担当者を定めるものとなっております。

(8)高齢者の状態・ケアの内容等のデータベースである「CHASE」、通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集事業である「VISIT」を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨するためのものとなっております。なお、4月以降は、このCHASEとVISITは分かりやすさの観点から両者を統一した名称へ見直し、「LIFE」という名称となる予定です。

(9)認知症介護基礎研修の受講は、看護師や介護福祉士等、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を義務付けることとなっております。

(1)、(2)、(7)、(9)については、経過措置期間が3年間設けられることとなります。

次に、サービス別の改正内容について、主なものを説明いたします。

まず、(1)、(2)では、訪問介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のみに設けられていた集合住宅入居者以外へのサービス提供に努める規定を、訪問リハビリテーションや通所介護、通所リハビリテーション等にも位置付けるものとなっております。

(3)短期入所系サービス及び施設系サービスでは、従来型とユニット型を併設する場合の介護・看護職員の兼務を可能とすることや、ユニットの定員を「おおむね10人以下」としていたものを「おおむね15人を超えないもの」とする等、基準が緩和されるものとなっております。

(4)居宅介護支援では、中立公正な立場でのプランニングが求められ、特定の法人やサービスに偏ったプランとなっていないか等について、利用者や家族への説明が義務付けられるものとなっております。

(5)居住系サービスのグループホームでは、原則1又は2であったユニット数が、3ユニットまでの設置、サテライト型グループホームの設置、計画作成担当者の配置基準を緩和するものとなっております。

(6)施設系サービスでは、口腔衛生管理や栄養ケアマネジメントが運営基準として設けられる

こととなります。

施行期日は、令和3年4月1日を予定しております。

以上で、資料3の説明を終わります。

議長：ただいま説明をいただきましたが、委員の皆さまから何か御質問、御意見等をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委員：なし

議長：御意見、御質問等ないようですので、ただ今の事務局の説明どおり了承いたしました。以上で本日の議事は全て終了いたしました。

最後に事務局からお願いいたします。

事務局：皆さまのお手元に配布してございます介護予防パンフレットについて、御説明させていただきますと思います。

高齢者の方々がほっとサロンですとか介護施設とか、介護予防事業の参加を控えている、あるいは外出そのものを自粛されている。そのことによりまして、高齢者の心身機能の低下が懸念される場所であり、その対策が喫緊の課題となっているところでございます。

このことから、当市におきまして介護予防パンフレットを作成し、先月末までに全戸配布いたしました。これを活用していただいて、高齢者の皆さまには、自分で、自宅で、介護予防に取り組んでいただくということで考えております。そして、それと同時にDVDも作成いたしました。

自分でできる介護予防ということで作成いたしまして、高齢者の方々が集まって、介護予防を行っています高齢者ほっとサロンであったり、高齢者支援センターの介護予防教室であったり、老人クラブであったり、あと、高齢者の皆さんを日々支援していただいている民生委員の皆さま全員に配布することで考えております。

また、全公民館にもこちらを設置して、いろんな活動団体の方々が自由に使えるようにしたいと考えております。また、このDVDが無くても一人一人が見れますように、インターネットの方でいつでも見れるように、1、2週間程度で見れるようにしたいと思っておりますので、どうぞ皆さまで、こちらの方も御覧になっていただきたいと思っております。

そしてまた、これについて、御意見とか御感想とかいただければと思っておりますし、あと、いろんな場面で、いろんな会合で、皆さまがPRしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

事務局：本日は委員の皆さま、計画についての御審議いただきまして、大変ありがとうございました。計画につきまして、今後のスケジュールについて御説明いたします。

本日、決定していただきました第8期八戸市高齢者福祉計画案ですが、今後、市長まで報告させていただきます、決裁を経て正式に決定となります。その後、2月19日に市議会に概要を報告させていただく予定となっております。なお、計画冊子につきましては、製本後に皆さまへお送りしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：本日が今年度最後の会議ということで、一言皆さまに御礼を申し上げたいと思います。

まず、本日の御審議、本当にお疲れさまでございました。また、今年度は第8期計画の策定ということで、例年に比べ膨大な資料をお送りさせていただいて、それにお目通しいただき、熱心に御審議いただいたということで大変な御負担をおかけしたと考えております。また、コロナ禍もありまして、会場の変更等でさまざま御不便をおかけしたこと、誠に申し訳なく思っております。

ただ、お陰を持ちまして、第8期計画案が固まりましたので、課長申し上げましたとおり、手続きを踏んで来年度以降に結び付けて参りたいと考えています。

どうしても今のコロナ禍にありましては、介護事業、非常に厳しい状況、細かな対応が求められる難しい状況だと思っております。ただ私的に考えておりますのは、この機会と申しますか、介護事業とか福祉事業というのは無くすることが出来ない、欠くことが出来ない事業だというのが改めて社会に認識されたんじゃないかと思っております。

必要不可欠な事業ということで、我々にとりましては、今、介護事業、福祉事業業界におきましては、人材不足とかそうしたものが叫ばれる中であって、逆に感謝されたりとか尊敬される職種であるとそういうものに、従事する方々は、必要不可欠ということで安定した職種でもあるということで、こういった人材不足の解消に繋がるような報道の仕方とか、我々のPRの仕方とか、こういったものをしていく必要があるんだろうと考えております。

4月以降はまた、計画に沿って事業展開していった内容を皆さまにお示しして、その後、御意見等賜ることになるかと思いますが、これまでと変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げますながら、簡単ではございますが御礼の御挨拶といたします。

本日はどうもありがとうございました。

司 会：これもちまして、第4回介護・高齢福祉専門分科会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。